国の緊急事態宣言発令を受けた小中学校の対応について

足利市教育委員会では、本日(20日)の栃木県への国の緊急事態宣言発令を受け、子供たちの心身の健康と学びの保障との両立を図るため、今後の学校における教育活動を以下のとおりとします。

つきましては、お子様をはじめご家族の皆さまが、健康で安全な生活を送れますよう、引き続き感染拡大防止に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

1 学校教育活動について (8/20~9/12)

○ 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン (夏季版)」に 沿って、通常どおり実施します。

ただし、感染リスクの高い教育活動は実施しません。

2 部活動について (8/20~9/12)

○ 「新型コロナウイルス感染症に対応した部活動実施マニュアル(夏季版)」等に沿って、教師の監督のもとに、可能な限りの感染症対策を行った上で活動します。

実施に当たっては、短時間となるよう配慮し、特に付随する場面(飲食、更衣等)での感染防止対策を徹底します。

- ・平日:通常どおり実施可(早朝練習は、9月1日から「なし」)。
- ・土日、祝日の部活動:土日はどちらか1日を休みとする。最大2時間まで。
- ・練習試合、合同練習等の対外的な活動:中止 宿泊を伴う活動や校外での活動は、大会等の一部の例外を除き不可。 大会への参加については、主催者の判断等を踏まえた上で、学校で慎重に 検討し、判断します。
- *なお、今後、変更等がありましたら、改めてお知らせいたします。